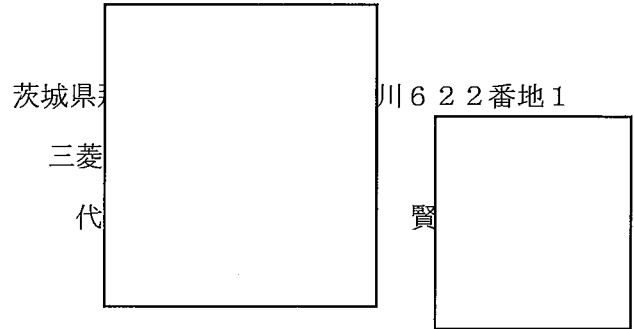


三原燃 第21-0569号  
令和3年12月6日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計  
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和3年6月1日付け原規規発第2106016号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書(令和3年8月17日付け三原燃第21-0332号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0471号にて軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社  
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1  
代表者の氏名 代表取締役社長 梅田 賢治

2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の設備・機器  
成形施設の設備・機器  
被覆施設の設備・機器  
組立施設の設備・機器  
核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器  
放射性廃棄物の廃棄施設の設備・機器  
放射線管理施設の設備・機器  
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和3年6月1日

認可番号 原規規発第2106016号

4. 変更の内容

(1) 既設杭の杭先端深度に係る表記について、添付1に示すとおりとする。

5. 変更の理由

(1) 本変更の理由は、既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するためである。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

# 添付 1

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由
----------------------------------	-----	------

追表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請:表イ建-1) (7/20)

技術基準に基づく設計(注)	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>杭位置 杭先端深度:GL-8.2m 配置:図イ建-19参照</li> <li>杭構造・寸法 表イ建-2参照</li> </ul> </li> <li>前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>1階床土間コンクリート 工場棟転換工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] 耐震重要度分類第1類 工場棟転換工場 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) 耐震重要度分類第3類 非常用通報設備(非常ベル設備[890,891]、放送設備[890,892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902,903]、誘導灯[902,904])</p>

追表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請:表イ建-1) (7/20)

技術基準に基づく設計(注)	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>杭位置 杭先端深度:GL-8.2m(計画値※) ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</li> <li>配置:図イ建-19参照</li> <li>杭構造・寸法 表イ建-2参照</li> </ul> </li> <li>前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>1階床土間コンクリート 工場棟転換工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] 耐震重要度分類第1類 工場棟転換工場 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) 耐震重要度分類第3類 非常用通報設備(非常ベル設備[890,891]、放送設備[890,892]) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 緊急対策設備(1)(非常用照明[902,903]、誘導灯[902,904])</p>

既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由				
<p style="text-align: center;">追表イ建-2 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表(6次申請:表イ建-1-1)(4/16)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階がない部分)及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>○ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>○ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-8.2m 配置:図イ建-2-8参照</li> <li>○ 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度300kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度600kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:砂礫層</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] シリンダ洗浄棟及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンダ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンダ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">133</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階がない部分)及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>○ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>○ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-8.2m 配置:図イ建-2-8参照</li> <li>○ 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度300kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度600kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:砂礫層</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] シリンダ洗浄棟及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンダ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンダ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p style="text-align: center;">追表イ建-2 付属建物シリンダ洗浄棟 仕様表(6次申請:表イ建-1-1)(4/16)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階がない部分)及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>○ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>○ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-8.2m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置:図イ建-2-8参照</li> <li>○ 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度300kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度600kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:砂礫層</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] シリンダ洗浄棟及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンダ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンダ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">133</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階がない部分)及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>○ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>○ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-8.2m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置:図イ建-2-8参照</li> <li>○ 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度300kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度600kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:砂礫層</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] シリンダ洗浄棟及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンダ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンダ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階がない部分)及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>○ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>○ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-8.2m 配置:図イ建-2-8参照</li> <li>○ 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度300kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度600kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:砂礫層</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] シリンダ洗浄棟及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンダ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンダ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>					
技術基準に基づく設計(注)	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階がない部分)及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>○ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>○ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-8.2m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置:図イ建-2-8参照</li> <li>○ 杭構造・寸法 表イ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体(地下1階) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度300kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度600kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:砂礫層</li> </ul> </li> <li>・ シリンダ洗浄棟本体及び前室の1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>○ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] シリンダ洗浄棟及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] シリンダ洗浄棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、シリンダ洗浄棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>					

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由								
<p style="text-align: center;">追表ハ建-2 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請:表ハ建-1) (5/18)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づいて設計(注)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリー部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)を含む。 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図ハ建-1~3、図ホ建-17参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">安全機能を有する施設の地盤</td> <td style="padding: 5px;"> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度: GL-8.2m 配置: 図ハ建-6参照 □ 杭構造・寸法 表ハ建-2参照 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づいて設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリー部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)を含む。 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図ハ建-1~3、図ホ建-17参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度: GL-8.2m 配置: 図ハ建-6参照 □ 杭構造・寸法 表ハ建-2参照 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>	<p style="text-align: center;">追表ハ建-2 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請:表ハ建-1) (5/18)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づいて設計(注)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリー部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)を含む。 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図ハ建-1~3、図ホ建-17参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">安全機能を有する施設の地盤</td> <td style="padding: 5px;"> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度: GL-8.2m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化します。</u> 配置: 図ハ建-8参照 □ 杭構造・寸法 表ハ建-2参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づいて設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリー部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)を含む。 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図ハ建-1~3、図ホ建-17参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度: GL-8.2m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化します。</u> 配置: 図ハ建-8参照 □ 杭構造・寸法 表ハ建-2参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
技術基準に基づいて設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリー部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)を含む。 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図ハ建-1~3、図ホ建-17参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>									
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度: GL-8.2m 配置: 図ハ建-6参照 □ 杭構造・寸法 表ハ建-2参照 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>									
技術基準に基づいて設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリー部の火災区域は気体廃棄設備(2) [640~651]で構成される。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)を含む。 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図ハ建-1~3、図ホ建-17参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(2/4)、(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>									
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 □ 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 □ 杭位置 杭先端深度: GL-8.2m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化します。</u> 配置: 図ハ建-8参照 □ 杭構造・寸法 表ハ建-2参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 □ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 □ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類: 地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>									

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由												
<p style="text-align: center;">追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (5/14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に適合する設計(注)</td> <td style="width: 20%;">安全機能を有する施設の地盤</td> <td style="width: 70%;"> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 新設杭：外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭：遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-7.15m(本体) 既設杭杭先端深度：GL-8.20m(本体)、GL-8.0m(前室) 配置：図ホ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ホ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震による損傷の防止</td> <td> <p>[5.2.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 工場棟組立工場 ・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892)) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</p> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に適合する設計(注)	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 新設杭：外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭：遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-7.15m(本体) 既設杭杭先端深度：GL-8.20m(本体)、GL-8.0m(前室) 配置：図ホ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ホ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>		地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 工場棟組立工場 ・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892)) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</p> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p style="text-align: center;">追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請:表ホ建-1-1) (5/14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に適合する設計(注)</td> <td style="width: 20%;">安全機能を有する施設の地盤</td> <td style="width: 70%;"> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 新設杭：外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭：遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-7.15m(本体) 既設杭杭先端深度：GL-8.20m(本体)、GL-8.0m(前室) <u>(いずれも計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u></li> <li>◦ 杭構造・寸法 配置：図ホ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ホ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震による損傷の防止</td> <td> <p>[5.2.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 工場棟組立工場 ・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892)) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</p> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に適合する設計(注)	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 新設杭：外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭：遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-7.15m(本体) 既設杭杭先端深度：GL-8.20m(本体)、GL-8.0m(前室) <u>(いずれも計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u></li> <li>◦ 杭構造・寸法 配置：図ホ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ホ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>		地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 工場棟組立工場 ・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892)) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</p> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
技術基準に適合する設計(注)	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 新設杭：外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭：遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-7.15m(本体) 既設杭杭先端深度：GL-8.20m(本体)、GL-8.0m(前室) 配置：図ホ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ホ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>												
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 工場棟組立工場 ・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892)) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</p> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>												
技術基準に適合する設計(注)	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 新設杭：外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭：遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-7.15m(本体) 既設杭杭先端深度：GL-8.20m(本体)、GL-8.0m(前室) <u>(いずれも計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u></li> <li>◦ 杭構造・寸法 配置：図ホ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ホ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>												
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 工場棟組立工場 ・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892)) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</p> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>												
761	761													

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																		
<p style="text-align: center;">表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(3/14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">核燃料物質の臨界防止</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[4.2-建1] 他領域区分に對面する壁は、図臨建-7~8(7次)に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。</p> <p>[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 工場棟領域</li> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">安全機能を有する施設の地盤</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3核燃料倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-9.5m 配置：図へ建-2-8参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3核燃料倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3核燃料倉庫及び消火設備(屋外消火栓(894,895))は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">地震による損傷の防止</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))(859)</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である第3核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">840</p>	技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.2-建1] 他領域区分に對面する壁は、図臨建-7~8(7次)に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。</p> <p>[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 工場棟領域</li> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域</li> </ul>		安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3核燃料倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-9.5m 配置：図へ建-2-8参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3核燃料倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3核燃料倉庫及び消火設備(屋外消火栓(894,895))は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>		地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))(859)</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である第3核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p style="text-align: center;">表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(3/14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">核燃料物質の臨界防止</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[4.2-建1] 他領域区分に對面する壁は、図臨建-7~8(7次)に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。</p> <p>[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 工場棟領域</li> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">安全機能を有する施設の地盤</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3核燃料倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-9.5m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置：図へ建-2-8参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3核燃料倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3核燃料倉庫及び消火設備(屋外消火栓(894,895))は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">地震による損傷の防止</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))(859)</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である第3核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">840</p>	技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.2-建1] 他領域区分に對面する壁は、図臨建-7~8(7次)に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。</p> <p>[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 工場棟領域</li> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域</li> </ul>		安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3核燃料倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-9.5m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置：図へ建-2-8参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3核燃料倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3核燃料倉庫及び消火設備(屋外消火栓(894,895))は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>		地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))(859)</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である第3核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.2-建1] 他領域区分に對面する壁は、図臨建-7~8(7次)に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。</p> <p>[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 工場棟領域</li> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域</li> </ul>																		
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3核燃料倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-9.5m 配置：図へ建-2-8参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3核燃料倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3核燃料倉庫及び消火設備(屋外消火栓(894,895))は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>																		
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))(859)</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である第3核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>																		
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.2-建1] 他領域区分に對面する壁は、図臨建-7~8(7次)に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。</p> <p>[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 工場棟領域</li> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域</li> </ul>																		
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3核燃料倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-9.5m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置：図へ建-2-8参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3核燃料倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3核燃料倉庫及び消火設備(屋外消火栓(894,895))は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>																		
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))(859)</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である第3核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>																		

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																		
<p style="text-align: center;">表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(2/11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">核燃料物質の臨界防止</td> <td style="width: 80%;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">安全機能を有する施設の地盤</td> <td> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-7.8m 配置：図へ建-3-5参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照</li> </ul> </li> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫1階床土間コンクリート               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 劣化・天然ウラン倉庫及び消火設備(屋外消火栓[894,895])は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 劣化・天然ウラン倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、劣化・天然ウラン倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地震による損傷の防止</td> <td> <p>[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 劣化・天然ウラン倉庫</p> <p>・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890,891]、放送設備[890,892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)[899,900,901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902,903]、誘導灯[902,904])</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である劣化・天然ウラン倉庫は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-		安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-7.8m 配置：図へ建-3-5参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照</li> </ul> </li> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫1階床土間コンクリート               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 劣化・天然ウラン倉庫及び消火設備(屋外消火栓[894,895])は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 劣化・天然ウラン倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、劣化・天然ウラン倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>		地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 劣化・天然ウラン倉庫</p> <p>・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890,891]、放送設備[890,892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)[899,900,901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902,903]、誘導灯[902,904])</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である劣化・天然ウラン倉庫は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p style="text-align: center;">表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(2/11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">核燃料物質の臨界防止</td> <td style="width: 80%;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">安全機能を有する施設の地盤</td> <td> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-7.8m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化させる。</u> 配置：図へ建-3-5参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照</li> </ul> </li> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫1階床土間コンクリート               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 劣化・天然ウラン倉庫及び消火設備(屋外消火栓[894,895])は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 劣化・天然ウラン倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、劣化・天然ウラン倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地震による損傷の防止</td> <td> <p>[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 劣化・天然ウラン倉庫</p> <p>・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890,891]、放送設備[890,892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)[899,900,901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902,903]、誘導灯[902,904])</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である劣化・天然ウラン倉庫は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-		安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-7.8m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化させる。</u> 配置：図へ建-3-5参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照</li> </ul> </li> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫1階床土間コンクリート               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 劣化・天然ウラン倉庫及び消火設備(屋外消火栓[894,895])は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 劣化・天然ウラン倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、劣化・天然ウラン倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>		地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 劣化・天然ウラン倉庫</p> <p>・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890,891]、放送設備[890,892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)[899,900,901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902,903]、誘導灯[902,904])</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である劣化・天然ウラン倉庫は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-																		
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-7.8m 配置：図へ建-3-5参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照</li> </ul> </li> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫1階床土間コンクリート               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 劣化・天然ウラン倉庫及び消火設備(屋外消火栓[894,895])は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 劣化・天然ウラン倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、劣化・天然ウラン倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>																		
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 劣化・天然ウラン倉庫</p> <p>・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890,891]、放送設備[890,892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)[899,900,901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902,903]、誘導灯[902,904])</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である劣化・天然ウラン倉庫は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>																		
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-																		
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度：設計GLからGL-7.8m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化させる。</u> 配置：図へ建-3-5参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照</li> </ul> </li> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫1階床土間コンクリート               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 劣化・天然ウラン倉庫及び消火設備(屋外消火栓[894,895])は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 劣化・天然ウラン倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、劣化・天然ウラン倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>																		
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ◦ 劣化・天然ウラン倉庫</p> <p>・ 耐震重要度分類第3類 ◦ 非常用通報設備(非常ベル設備[890,891]、放送設備[890,892]) ◦ 消火設備(屋外消火栓) ◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)[899,900,901] ◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明[902,903]、誘導灯[902,904])</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である劣化・天然ウラン倉庫は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>																		

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由								
<p style="text-align: center;">表へ建-2-1 付属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(1/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">建物の種類</td> <td style="padding: 5px;">           (1) 付属建物第3核燃料倉庫            ① 第3核燃料倉庫本体            構造：鉄骨鉄筋コンクリート造            壁：鉄筋コンクリート            屋根：鉄筋コンクリート            基礎：杭基礎            支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持            地盤：N値30以上の砂礫層            ② 第3核燃料倉庫床            ・1階部分            構造：土間コンクリート造            支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持            地盤：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上の地表近くのローム層            ・2階部分            構造：鉄筋コンクリート造         </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">主要な構造材</td> <td style="padding: 5px;">           (1) 付属建物第3核燃料倉庫            ① 鉄骨鉄筋コンクリート            ・鉄骨：JIS G3192に定めるH形鋼            ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋            ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup>以上）            ・既設躯体全般：設計基準強度20.6N/mm<sup>2</sup>            ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート            ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート            ④ 床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（2階）            ⑤ 杭：JIS A5337に定める遠心力高強度プレストレストコンクリート杭            杭長さ：<input type="text"/>m            杭径寸法：<input type="text"/>mm            杭先端深度：設計GLから-9.5m         </td> </tr> </table> <p>(参考) 添付説明書一建2 添付説明書一建3</p>	建物の種類	(1) 付属建物第3核燃料倉庫 ① 第3核燃料倉庫本体 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ② 第3核燃料倉庫床 ・1階部分 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度100kN/m <sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層 ・2階部分 構造：鉄筋コンクリート造	主要な構造材	(1) 付属建物第3核燃料倉庫 ① 鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄骨：JIS G3192に定めるH形鋼 ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm <sup>3</sup> 以上） ・既設躯体全般：設計基準強度20.6N/mm <sup>2</sup> ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート ④ 床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（2階） ⑤ 杭：JIS A5337に定める遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭長さ： <input type="text"/> m 杭径寸法： <input type="text"/> mm 杭先端深度：設計GLから-9.5m	<p style="text-align: center;">表へ建-2-1 付属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(1/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">建物の種類</td> <td style="padding: 5px;">           (1) 付属建物第3核燃料倉庫            ① 第3核燃料倉庫本体            構造：鉄骨鉄筋コンクリート造            壁：鉄筋コンクリート            屋根：鉄筋コンクリート            基礎：杭基礎            支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持            地盤：N値30以上の砂礫層            ② 第3核燃料倉庫床            ・1階部分            構造：土間コンクリート造            支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持            地盤：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上の地表近くのローム層            ・2階部分            構造：鉄筋コンクリート造         </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">主要な構造材</td> <td style="padding: 5px;">           (1) 付属建物第3核燃料倉庫            ① 鉄骨鉄筋コンクリート            ・鉄骨：JIS G3192に定めるH形鋼            ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋            ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup>以上）            ・既設躯体全般：設計基準強度20.6N/mm<sup>2</sup>            ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート            ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート            ④ 床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（2階）            ⑤ 杭：JIS A5337に定める遠心力高強度プレストレストコンクリート杭            杭長さ：<input type="text"/>m            杭径寸法：<input type="text"/>mm            杭先端深度：設計GLから-9.5m <u>(計画値※)</u>            ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。         </td> </tr> </table> <p>(参考) 添付説明書一建2 添付説明書一建3</p>	建物の種類	(1) 付属建物第3核燃料倉庫 ① 第3核燃料倉庫本体 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ② 第3核燃料倉庫床 ・1階部分 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度100kN/m <sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層 ・2階部分 構造：鉄筋コンクリート造	主要な構造材	(1) 付属建物第3核燃料倉庫 ① 鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄骨：JIS G3192に定めるH形鋼 ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm <sup>3</sup> 以上） ・既設躯体全般：設計基準強度20.6N/mm <sup>2</sup> ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート ④ 床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（2階） ⑤ 杭：JIS A5337に定める遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭長さ： <input type="text"/> m 杭径寸法： <input type="text"/> mm 杭先端深度：設計GLから-9.5m <u>(計画値※)</u> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
建物の種類	(1) 付属建物第3核燃料倉庫 ① 第3核燃料倉庫本体 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ② 第3核燃料倉庫床 ・1階部分 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度100kN/m <sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層 ・2階部分 構造：鉄筋コンクリート造									
主要な構造材	(1) 付属建物第3核燃料倉庫 ① 鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄骨：JIS G3192に定めるH形鋼 ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm <sup>3</sup> 以上） ・既設躯体全般：設計基準強度20.6N/mm <sup>2</sup> ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート ④ 床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（2階） ⑤ 杭：JIS A5337に定める遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭長さ： <input type="text"/> m 杭径寸法： <input type="text"/> mm 杭先端深度：設計GLから-9.5m									
建物の種類	(1) 付属建物第3核燃料倉庫 ① 第3核燃料倉庫本体 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ② 第3核燃料倉庫床 ・1階部分 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度100kN/m <sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層 ・2階部分 構造：鉄筋コンクリート造									
主要な構造材	(1) 付属建物第3核燃料倉庫 ① 鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄骨：JIS G3192に定めるH形鋼 ・鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 ・コンクリート：JIS A5308に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm <sup>3</sup> 以上） ・既設躯体全般：設計基準強度20.6N/mm <sup>2</sup> ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート ④ 床：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（2階） ⑤ 杭：JIS A5337に定める遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭長さ： <input type="text"/> m 杭径寸法： <input type="text"/> mm 杭先端深度：設計GLから-9.5m <u>(計画値※)</u> ※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。									

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由								
<p style="text-align: center;">表へ建-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">建物の種類</td> <td style="padding: 5px;">           (1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫            ① 劣化・天然ウラン倉庫本体            構造：鉄筋コンクリート造            壁：鉄筋コンクリート            屋根：鉄筋コンクリート            基礎：杭基礎            支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持            地盤：N値30以上の砂礫層            ② 劣化・天然ウラン倉庫床            構造：土間コンクリート造            支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持            地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上の地表近くのローム層         </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">主要な構造材</td> <td style="padding: 5px;">           (1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫            ① 鉄筋コンクリート           <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋</li> <li>・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup>以上）</li> </ul>           既設躯体全般：設計基準強度 17.6N/mm<sup>2</sup>            ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート            ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート            ④ 床：土間コンクリート            ⑤ 杭：JIS A5337 に定める遠心力プレストレストコンクリート杭            杭長さ：<input style="width: 50px;" type="text"/> m            杭径寸法：<input style="width: 50px;" type="text"/> m            杭先端深度：設計 GL から-7.8m         </td> </tr> </table> <p>(参考) 添付説明書一建2 添付説明書一建3</p>	建物の種類	(1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 ① 劣化・天然ウラン倉庫本体 構造：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ② 劣化・天然ウラン倉庫床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m <sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層	主要な構造材	(1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 ① 鉄筋コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋</li> <li>・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup>以上）</li> </ul> 既設躯体全般：設計基準強度 17.6N/mm <sup>2</sup> ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート ④ 床：土間コンクリート ⑤ 杭：JIS A5337 に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ： <input style="width: 50px;" type="text"/> m 杭径寸法： <input style="width: 50px;" type="text"/> m 杭先端深度：設計 GL から-7.8m	<p style="text-align: center;">表へ建-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">建物の種類</td> <td style="padding: 5px;">           (1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫            ① 劣化・天然ウラン倉庫本体            構造：鉄筋コンクリート造            壁：鉄筋コンクリート            屋根：鉄筋コンクリート            基礎：杭基礎            支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持            地盤：N値30以上の砂礫層            ② 劣化・天然ウラン倉庫床            構造：土間コンクリート造            支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持            地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上の地表近くのローム層         </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">主要な構造材</td> <td style="padding: 5px;">           (1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫            ① 鉄筋コンクリート           <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋</li> <li>・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup>以上）</li> </ul>           既設躯体全般：設計基準強度 17.6N/mm<sup>2</sup>            ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート            ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート            ④ 床：土間コンクリート            ⑤ 杭：JIS A5337 に定める遠心力プレストレストコンクリート杭            杭長さ：<input style="width: 50px;" type="text"/> m            杭径寸法：<input style="width: 50px;" type="text"/> m            杭先端深度：設計 GL から-7.8m <u>(計画値※)</u>  <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> </td> </tr> </table> <p>(参考) 添付説明書一建2 添付説明書一建3</p>	建物の種類	(1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 ① 劣化・天然ウラン倉庫本体 構造：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ② 劣化・天然ウラン倉庫床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m <sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層	主要な構造材	(1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 ① 鉄筋コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋</li> <li>・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup>以上）</li> </ul> 既設躯体全般：設計基準強度 17.6N/mm <sup>2</sup> ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート ④ 床：土間コンクリート ⑤ 杭：JIS A5337 に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ： <input style="width: 50px;" type="text"/> m 杭径寸法： <input style="width: 50px;" type="text"/> m 杭先端深度：設計 GL から-7.8m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
建物の種類	(1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 ① 劣化・天然ウラン倉庫本体 構造：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ② 劣化・天然ウラン倉庫床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m <sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層									
主要な構造材	(1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 ① 鉄筋コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋</li> <li>・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup>以上）</li> </ul> 既設躯体全般：設計基準強度 17.6N/mm <sup>2</sup> ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート ④ 床：土間コンクリート ⑤ 杭：JIS A5337 に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ： <input style="width: 50px;" type="text"/> m 杭径寸法： <input style="width: 50px;" type="text"/> m 杭先端深度：設計 GL から-7.8m									
建物の種類	(1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 ① 劣化・天然ウラン倉庫本体 構造：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層 ② 劣化・天然ウラン倉庫床 構造：土間コンクリート造 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m <sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層									
主要な構造材	(1) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 ① 鉄筋コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋</li> <li>・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup>以上）</li> </ul> 既設躯体全般：設計基準強度 17.6N/mm <sup>2</sup> ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート ④ 床：土間コンクリート ⑤ 杭：JIS A5337 に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ： <input style="width: 50px;" type="text"/> m 杭径寸法： <input style="width: 50px;" type="text"/> m 杭先端深度：設計 GL から-7.8m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u>									
867	867									

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由										
<p>追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(5/16)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="290 443 329 646" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="329 443 596 1381"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:GL-8.0m 配置:図へ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第2核燃料倉庫前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> <li>・ 第2核燃料倉庫本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> <td data-bbox="596 443 1175 1381"> <p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1381 596 1745"> <p>地震による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="596 1381 1175 1745"> <p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:GL-8.0m 配置:図へ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第2核燃料倉庫前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> <li>・ 第2核燃料倉庫本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>	<p>追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(5/16)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1457 443 1495 646" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="1495 443 1762 1381"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:GL-8.0m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u></li> <li>◦ 杭構造・寸法 配置:図へ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第2核燃料倉庫前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> <li>・ 第2核燃料倉庫本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> <td data-bbox="1762 443 2341 1381"> <p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1381 1762 1745"> <p>地震による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="1762 1381 2341 1745"> <p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:GL-8.0m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u></li> <li>◦ 杭構造・寸法 配置:図へ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第2核燃料倉庫前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> <li>・ 第2核燃料倉庫本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:GL-8.0m 配置:図へ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第2核燃料倉庫前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> <li>・ 第2核燃料倉庫本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>										
<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>											
技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:GL-8.0m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u></li> <li>◦ 杭構造・寸法 配置:図へ建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第2核燃料倉庫前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> <li>・ 第2核燃料倉庫本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>										
<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第2核燃料倉庫</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>											

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由						
<p style="text-align: center;">追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (4/12)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基<sup>づく</sup>設計 (注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 容器管理棟保管室各室は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建-6参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ○ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ○ 杭位置 杭先端深度：GL-8.4m(容器管理棟保管室)、GL-8.0m(前室) 配置：図へ建-9参照 ○ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照 ・ 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ○ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基 <sup>づく</sup> 設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 容器管理棟保管室各室は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建-6参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ○ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ○ 杭位置 杭先端深度：GL-8.4m(容器管理棟保管室)、GL-8.0m(前室) 配置：図へ建-9参照 ○ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照 ・ 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ○ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p style="text-align: center;">追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (4次申請:表へ建-1-2) (4/12)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基<sup>づく</sup>設計 (注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 容器管理棟保管室各室は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建-8参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ○ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ○ 杭位置 杭先端深度：GL-8.4m(容器管理棟保管室)、GL-8.0m(前室) <u>(いずれも計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u> 配置：図へ建-9参照 ○ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照 ・ 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ○ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基 <sup>づく</sup> 設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 容器管理棟保管室各室は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建-8参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ○ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ○ 杭位置 杭先端深度：GL-8.4m(容器管理棟保管室)、GL-8.0m(前室) <u>(いずれも計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u> 配置：図へ建-9参照 ○ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照 ・ 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ○ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
技術基準に基 <sup>づく</sup> 設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 容器管理棟保管室各室は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建-6参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ○ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ○ 杭位置 杭先端深度：GL-8.4m(容器管理棟保管室)、GL-8.0m(前室) 配置：図へ建-9参照 ○ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照 ・ 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ○ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>						
技術基準に基 <sup>づく</sup> 設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建4] 容器管理棟保管室各室は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建-8参照 ・ 設置設備の材料 図イ建-8-1(3/4)参照</p> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ○ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ○ 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ○ 杭位置 杭先端深度：GL-8.4m(容器管理棟保管室)、GL-8.0m(前室) <u>(いずれも計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u> 配置：図へ建-9参照 ○ 杭構造・寸法 表へ建-2-2参照 ・ 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ○ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>						

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由							
<p style="text-align: center;">追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(3/12)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[4.2-建1] 他領域区分に対面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。臨界隔離壁については、図臨建-6(7次)参照。</p> <p>[4.2-設6] 原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 工場棟領域</li> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域</li> <li>◦ シリンド洗浄棟領域</li> <li>◦ 加工棟領域</li> </ul> </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原料貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 新設杭先端深度：設計GLから-7.3m 既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m 配置：図へ建-1-10参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ シリンド貯蔵ピット部 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>・ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類 原料貯蔵所 耐震重要度分類第3類 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892}) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901} 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">905</td> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">905</td> <td></td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[4.2-建1] 他領域区分に対面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。臨界隔離壁については、図臨建-6(7次)参照。</p> <p>[4.2-設6] 原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 工場棟領域</li> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域</li> <li>◦ シリンド洗浄棟領域</li> <li>◦ 加工棟領域</li> </ul>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原料貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 新設杭先端深度：設計GLから-7.3m 既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m 配置：図へ建-1-10参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ シリンド貯蔵ピット部 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>・ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類 原料貯蔵所 耐震重要度分類第3類 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892}) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901} 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>	905	905	
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[4.2-建1] 他領域区分に対面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。臨界隔離壁については、図臨建-6(7次)参照。</p> <p>[4.2-設6] 原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 工場棟領域</li> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域</li> <li>◦ シリンド洗浄棟領域</li> <li>◦ 加工棟領域</li> </ul>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原料貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 新設杭先端深度：設計GLから-7.3m 既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m 配置：図へ建-1-10参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ シリンド貯蔵ピット部 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>・ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>							
<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類 原料貯蔵所 耐震重要度分類第3類 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892}) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901} 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>							
905	905								

| 追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(3/12)   |                      |   |  | |----------------------|---|--| | 技術基準に基づく設計(注)        | <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[4.2-建1]<br/>他領域区分に対面する壁は、表へ建-3-1に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。臨界隔離壁については、図臨建-6(7次)参照。</p> <p>[4.2-設6]<br/>原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と24m以上離れた配置とする。(図臨配-1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 工場棟領域</li> <li>◦ 第2核燃料倉庫領域</li> <li>◦ シリンド洗浄棟領域</li> <li>◦ 加工棟領域</li> </ul> | <p>[5.1-建1]<br/>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原料貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法<br/>十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤<br/>N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料<br/>新設杭：鋼管杭<br/>既設杭：遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置<br/>新設杭先端深度：設計GLから-7.3m<br/>既設杭先端深度：設計GLから-8.35m及び設計GLから-9.21m(いずれも計画値)<br/><b>※既設であるが計画段階の値も記載。実際の施工では地盤の状態により変化します。</b><br/>配置：図へ建-1-10参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法<br/>表へ建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ シリンド貯蔵ピット部 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法<br/>十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤<br/>支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上<br/>地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>・ 原料貯蔵所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法<br/>十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤<br/>支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上<br/>地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2]<br/>原料貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]<br/>原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> | | <p>安全機能を有する施設の地盤</p> | <p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-建1]<br/>耐震重要度分類第1類<br/>原料貯蔵所<br/>耐震重要度分類第3類<br/>非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892})<br/>消火設備(屋外消火栓)<br/>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901}<br/>緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</p>  | <p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>  | | 905                  | 905   |  | |

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由						
<p style="text-align: center;">追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (5/16)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づいて設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料(放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m</li> <li>配置:図ト建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> </ul> <p>放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> <p>[5.1-建2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 放射線管理棟</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1198</p>	技術基準に基づいて設計(注)	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料(放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m</li> <li>配置:図ト建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> </ul> <p>放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> <p>[5.1-建2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 放射線管理棟</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p style="text-align: center;">追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (5/16)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づいて設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料(放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:放射線管理棟本体 GL-8.2m、廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 及び放射線管理棟増築部 GL-9.15m (いずれも計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u></li> <li>配置:図ト建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> </ul> <p>放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> <p>[5.1-建2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 放射線管理棟</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1198</p>	技術基準に基づいて設計(注)	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料(放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:放射線管理棟本体 GL-8.2m、廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 及び放射線管理棟増築部 GL-9.15m (いずれも計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u></li> <li>配置:図ト建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> </ul> <p>放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> <p>[5.1-建2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 放射線管理棟</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
技術基準に基づいて設計(注)	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料(放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m</li> <li>配置:図ト建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> </ul> <p>放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> <p>[5.1-建2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 放射線管理棟</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>						
技術基準に基づいて設計(注)	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料(放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:放射線管理棟本体 GL-8.2m、廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 及び放射線管理棟増築部 GL-9.15m (いずれも計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u></li> <li>配置:図ト建-4参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート</li> </ul> <p>放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> <p>[5.1-建2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建1] 耐震重要度分類第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 放射線管理棟</li> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))</li> </ul> <p>耐震重要度分類第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>						

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由												
<p>追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表(4次申請:表ト建-1-3)(5/16)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 436 332 646" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="332 436 581 659"> <p>火災等による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="581 436 1181 659"> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 659 332 1407"></td> <td data-bbox="332 659 581 1407"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> </td> <td data-bbox="581 659 1181 1407"> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □支持地盤 N値30以上の砂礫層 □杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 □杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建-25参照 □杭構造・寸法 表ト建-2-3参照 ・1階床土間コンクリート 除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 □支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1224</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>		<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □支持地盤 N値30以上の砂礫層 □杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 □杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建-25参照 □杭構造・寸法 表ト建-2-3参照 ・1階床土間コンクリート 除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 □支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表(4次申請:表ト建-1-3)(5/16)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1460 436 1495 646" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="1495 436 1745 659"> <p>火災等による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="1745 436 2344 659"> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1460 659 1495 1449"></td> <td data-bbox="1495 659 1745 1449"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> </td> <td data-bbox="1745 659 2344 1449"> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □支持地盤 N値30以上の砂礫層 □杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 □杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置：図ト建-25参照 □杭構造・寸法 表ト建-2-3参照 ・1階床土間コンクリート 除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 □支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1224</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>		<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □支持地盤 N値30以上の砂礫層 □杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 □杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置：図ト建-25参照 □杭構造・寸法 表ト建-2-3参照 ・1階床土間コンクリート 除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 □支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>												
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □支持地盤 N値30以上の砂礫層 □杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 □杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建-25参照 □杭構造・寸法 表ト建-2-3参照 ・1階床土間コンクリート 除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 □支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>												
技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</p> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>												
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 □支持地盤 N値30以上の砂礫層 □杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 □杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m <u>(計画値※)</u> <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</u> 配置：図ト建-25参照 □杭構造・寸法 表ト建-2-3参照 ・1階床土間コンクリート 除染室・分析室 □支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 □支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</p> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>												

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由												
<p>追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(4/18)</p> <table border="1" data-bbox="290 436 1175 1587"> <tr> <td data-bbox="290 436 329 1587">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="329 436 587 1587"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>—</p> </td> <td data-bbox="587 436 1175 1587"> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>N値30以上の砂礫層</li> </ul> </li> <li>杭材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>遠心力鉄筋コンクリート杭</li> </ul> </li> <li>杭位置 <ul style="list-style-type: none"> <li>杭先端深度:設計GLから-6.0m</li> <li>配置:図ト建-1-6参照</li> </ul> </li> <li>杭構造・寸法 <ul style="list-style-type: none"> <li>表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>第1廃棄物処理所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上</li> <li>地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓)(894,895)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1276 329 1587">地震による損傷の防止</td> <td data-bbox="329 1276 587 1587"> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(866)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(680,685,686,688~690)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul> </td> <td data-bbox="587 1276 1175 1587"> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(866)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(680,685,686,688~690)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <p>1239</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>—</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>N値30以上の砂礫層</li> </ul> </li> <li>杭材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>遠心力鉄筋コンクリート杭</li> </ul> </li> <li>杭位置 <ul style="list-style-type: none"> <li>杭先端深度:設計GLから-6.0m</li> <li>配置:図ト建-1-6参照</li> </ul> </li> <li>杭構造・寸法 <ul style="list-style-type: none"> <li>表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>第1廃棄物処理所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上</li> <li>地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓)(894,895)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(866)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(680,685,686,688~690)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(866)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(680,685,686,688~690)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>	<p>追表ト建-3-5 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-1)(4/18)</p> <table border="1" data-bbox="1457 436 2341 1629"> <tr> <td data-bbox="1457 436 1495 1629">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="1495 436 1754 1629"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>—</p> </td> <td data-bbox="1754 436 2341 1629"> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>N値30以上の砂礫層</li> </ul> </li> <li>杭材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>遠心力鉄筋コンクリート杭</li> </ul> </li> <li>杭位置 <ul style="list-style-type: none"> <li>杭先端深度:設計GLから-6.0m(計画値※)</li> <li>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</li> <li>配置:図ト建-1-6参照</li> </ul> </li> <li>杭構造・寸法 <ul style="list-style-type: none"> <li>表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>第1廃棄物処理所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上</li> <li>地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓)(894,895)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1318 1495 1629">地震による損傷の防止</td> <td data-bbox="1495 1318 1754 1629"> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(868)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(880,885,886,888~890)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(889,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul> </td> <td data-bbox="1754 1318 2341 1629"> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(868)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(880,885,886,888~890)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(889,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <p>1239</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>—</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>N値30以上の砂礫層</li> </ul> </li> <li>杭材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>遠心力鉄筋コンクリート杭</li> </ul> </li> <li>杭位置 <ul style="list-style-type: none"> <li>杭先端深度:設計GLから-6.0m(計画値※)</li> <li>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</li> <li>配置:図ト建-1-6参照</li> </ul> </li> <li>杭構造・寸法 <ul style="list-style-type: none"> <li>表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>第1廃棄物処理所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上</li> <li>地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓)(894,895)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(868)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(880,885,886,888~890)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(889,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(868)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(880,885,886,888~890)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(889,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>—</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>N値30以上の砂礫層</li> </ul> </li> <li>杭材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>遠心力鉄筋コンクリート杭</li> </ul> </li> <li>杭位置 <ul style="list-style-type: none"> <li>杭先端深度:設計GLから-6.0m</li> <li>配置:図ト建-1-6参照</li> </ul> </li> <li>杭構造・寸法 <ul style="list-style-type: none"> <li>表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>第1廃棄物処理所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上</li> <li>地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓)(894,895)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>												
地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(866)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(680,685,686,688~690)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(866)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(680,685,686,688~690)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(899,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>												
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>—</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>N値30以上の砂礫層</li> </ul> </li> <li>杭材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>遠心力鉄筋コンクリート杭</li> </ul> </li> <li>杭位置 <ul style="list-style-type: none"> <li>杭先端深度:設計GLから-6.0m(計画値※)</li> <li>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状態により変化する。</li> <li>配置:図ト建-1-6参照</li> </ul> </li> <li>杭構造・寸法 <ul style="list-style-type: none"> <li>表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>第1廃棄物処理所1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> </ul> </li> <li>支持地盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上</li> <li>地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓)(894,895)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>												
地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(868)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(880,885,886,888~890)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(889,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(868)</li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1廃棄物処理所 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(868)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>気体廃棄設備(5)(880,885,886,888~890)</li> <li>非常用通報設備(放送設備(890,892))</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(889,900,901)</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))</li> </ul> </li> </ul>												

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由										
<p>追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(4/18)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 441 341 640" rowspan="2">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="341 441 593 1344"> <p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.8m 配置:図ト建-3-6参照</li> <li>杭構造・寸法 表ト建-2-3参照</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎:直接基礎</li> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> <td data-bbox="593 441 1172 1344"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1344 341 1764">地震による損傷の防止</td> <td data-bbox="341 1344 1172 1764"> <p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) {870} 耐震重要度分類第2類 第2廃棄物処理所 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} 耐震重要度分類第3類 気体廃棄設備(6) {694,701,702,704~706} 非常用通報設備(非常ベル設備 {890,891}、放送設備 {890,892}) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899,900,901} 緊急対策設備(1)(非常用照明 {902,903}、誘導灯 {902,904})</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.8m 配置:図ト建-3-6参照</li> <li>杭構造・寸法 表ト建-2-3参照</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎:直接基礎</li> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>—</p>	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) {870} 耐震重要度分類第2類 第2廃棄物処理所 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} 耐震重要度分類第3類 気体廃棄設備(6) {694,701,702,704~706} 非常用通報設備(非常ベル設備 {890,891}、放送設備 {890,892}) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899,900,901} 緊急対策設備(1)(非常用照明 {902,903}、誘導灯 {902,904})</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(4/18)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1454 441 1498 640" rowspan="2">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="1498 441 1751 1344"> <p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.8m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u> 配置:図ト建-3-6参照</li> <li>杭構造・寸法 表ト建-2-3参照</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎:直接基礎</li> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> <td data-bbox="1751 441 2329 1344"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1454 1344 1498 1764">地震による損傷の防止</td> <td data-bbox="1498 1344 2329 1764"> <p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) {870} 耐震重要度分類第2類 第2廃棄物処理所 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} 耐震重要度分類第3類 気体廃棄設備(6) {694,701,702,704~706} 非常用通報設備(非常ベル設備 {890,891}、放送設備 {890,892}) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899,900,901} 緊急対策設備(1)(非常用照明 {902,903}、誘導灯 {902,904})</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.8m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u> 配置:図ト建-3-6参照</li> <li>杭構造・寸法 表ト建-2-3参照</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎:直接基礎</li> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>—</p>	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) {870} 耐震重要度分類第2類 第2廃棄物処理所 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} 耐震重要度分類第3類 気体廃棄設備(6) {694,701,702,704~706} 非常用通報設備(非常ベル設備 {890,891}、放送設備 {890,892}) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899,900,901} 緊急対策設備(1)(非常用照明 {902,903}、誘導灯 {902,904})</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更に該当する。</p>
技術基準に基づく設計(注)		<p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.8m 配置:図ト建-3-6参照</li> <li>杭構造・寸法 表ト建-2-3参照</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎:直接基礎</li> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>—</p>									
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) {870} 耐震重要度分類第2類 第2廃棄物処理所 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} 耐震重要度分類第3類 気体廃棄設備(6) {694,701,702,704~706} 非常用通報設備(非常ベル設備 {890,891}、放送設備 {890,892}) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899,900,901} 緊急対策設備(1)(非常用照明 {902,903}、誘導灯 {902,904})</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>										
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.8m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u> 配置:図ト建-3-6参照</li> <li>杭構造・寸法 表ト建-2-3参照</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎:直接基礎</li> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> <li>第2廃棄物処理所1階床及び第2廃棄物処理所南北渡り廊下の土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第2廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>—</p>										
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1] 耐震重要度分類第1類 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) {870} 耐震重要度分類第2類 第2廃棄物処理所 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {872} 耐震重要度分類第3類 気体廃棄設備(6) {694,701,702,704~706} 非常用通報設備(非常ベル設備 {890,891}、放送設備 {890,892}) 消火設備(屋外消火栓) 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899,900,901} 緊急対策設備(1)(非常用照明 {902,903}、誘導灯 {902,904})</p> <p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))、耐震重要度分類第2類である第2廃棄物処理所及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>										

1268

1268

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由								
<p>追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(3/12)</p> <table border="1" data-bbox="296 441 1181 1386"> <tr> <td data-bbox="296 441 593 1186"> <p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p> </td> <td data-bbox="593 441 1181 1186"> <p>—</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.7m 配置:図ト建-4-10参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1186 593 1386"> <p>地震による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="593 1186 1181 1386"> <p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3廃棄物倉庫</li> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備{890,892})</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901}</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>—</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.7m 配置:図ト建-4-10参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3廃棄物倉庫</li> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備{890,892})</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901}</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</li> </ul> </li> </ul>	<p>追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(3/12)</p> <table border="1" data-bbox="1460 441 2344 1428"> <tr> <td data-bbox="1460 441 1757 1228"> <p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p> </td> <td data-bbox="1757 441 2344 1228"> <p>—</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.7m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u></li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1460 1228 1757 1428"> <p>地震による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="1757 1228 2344 1428"> <p>[8.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3廃棄物倉庫</li> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備{890,892})</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901}</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>—</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.7m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u></li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[8.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3廃棄物倉庫</li> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備{890,892})</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901}</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</li> </ul> </li> </ul>	<p>既設杭の杭先端深度の記載値が計画値であることを明確化するため。なお、本変更は記載の明確化のためであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更該当する。</p>
<p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>—</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.7m 配置:図ト建-4-10参照</li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>									
<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3廃棄物倉庫</li> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備{890,892})</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901}</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</li> </ul> </li> </ul>									
<p>核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>—</p> <p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>◦ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>◦ 杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>◦ 杭位置 杭先端深度:設計GLから-7.7m(計画値※) <u>※既設であるが計画段階の値を記載。実際の施工では地盤の状況により変化する。</u></li> <li>◦ 杭構造・寸法 表ト建-2-4参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>◦ 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類:地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>									
<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[8.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第3廃棄物倉庫</li> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備{890,892})</li> <li>◦ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>◦ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901}</li> <li>◦ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</li> </ul> </li> </ul>									

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。